

対象疾病		出席停止の期間	休園のめやす時期
	登園許可書が必要な感染症		
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで	医師の診断による
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	医師の診断による
	百日咳	特有の咳が消失し投薬が終了するまで	医師の診断による
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	10日間位
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで	10日間位
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで	6日間位
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	10日間位
	咽頭結膜熱（プール熱）＜アデノウイルス＞	主要症状消失後2日経過するまで	医師の診断による
	結核	感染のおそれがなくなるまで	医師の診断による
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがなくなるまで	医師の診断による
第三種	腸管出血性大腸菌感染症（O-157 など）	感染のおそれがなくなるまで	医師の診断による
	流行性角結膜炎（はやり目）＜アデノウイルス＞	結膜炎の症状が消失していること	
	急性出血性結膜炎	感染のおそれがなくなるまで	
	登園許可書が必要でない感染症		
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬投与開始後 24 時間を経て、全身状態が安定するまで	医師の診断による
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳がおさまっていること	
	ウイルス性肝炎	全身状態が安定するまで（無症候キャリアは登園可）	
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症、ノロ・ロタウイルス等）	下痢・嘔吐症状が回復し、全身状態が安定し普段の食事がとれること	
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること（登園後も手洗いなどの予防法を特に励行）	
	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が安定するまで	
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること（登園後も手洗いなどの予防法を特に励行）		
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで		
突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が安定するまで		
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が安定するまで		
	伝染性膿痂疹（とびひ）	登園可能（確実にガーゼで覆うこと、ガーゼで覆えなければ登園不可）	医師の診断による
	伝染性軟属腫（水いぼ）	登園可能（プールは不可）	
	アタマジラミ	駆除に努めながら登園可能	
	疥癬	治療を開始していれば登園可能	
	B型肝炎	傷がある場合は絆創膏等で覆えれば登園可能	

○登園許可書は右半分をコピーしてお使い下さい。 令和5年5月改訂 青い丘保育園二の宮

登園許可書

青い丘保育園二の宮

園児氏名

生年月日

（病名）

年 月 日

（該当疾患に☑をお願いします）

☐	麻しん（はしか）※
☐	インフルエンザ※
☐	新型コロナウイルス感染症※
☐	水痘（水ぼうそう）
☐	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
☐	結核
☐	咽頭結膜熱（プール熱）※
☐	流行性角結膜炎
☐	百日咳
☐	腸管出血大腸菌感染症（O157, O26, O111 等）
☐	急性出血性結膜炎
☐	髄膜炎菌性髄膜炎

出席停止期間

年 月 日 から 年 月 日

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名 ⑩

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆様へ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について記入をお願いします。

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育所に提出してください。